平成２１年（フ）第１１４６号
大阪市中央区船越町２丁目２番10号
破産者　有限会社データボックス
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１２１４号
大阪府東大阪市加納３丁目13番40号
破産者　株式会社大扇
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１２９４号
大阪府寝屋川市高宮栄町25番40号
破産者　株式会社パパラギ
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１４１２号
大阪府東大阪市加納５丁目７番12号
破産者　株式会社ファイブメンテサービス
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３３９１号
大阪市此花区春日出南２丁目５番23号
破産者　株式会社渡一工務店
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５６５号
大阪市東成区東今里３丁目４番４号
破産者　有限会社Ｉ・Ｃコーポレーション
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６６４号
東京都墨田区横川１－１－10、商業登記簿上の本店所在地東京都台東区浅草橋１丁目９番12号浅草橋駅前ビル
破産者　株式会社アンヴイ
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９１５号
大阪府箕面市稲５丁目８番26号
破産者　協和エンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９６９号
大阪府東大阪市森河内西２丁目14番41号
破産者　アタカ電設株式会社
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９９６号
大阪市北区中津１丁目12番11号
破産者　有限会社ワイケイトレーディング
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９９７号
大阪市北区中津１丁目12番11号、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区西天満４丁目４番18号
破産者　株式会社エイゼット
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４０８５号
大阪府豊中市柴原町３丁目５番５号
破産者　テトラ化学産業株式会社
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４０９６号
大阪市都島区友渕町１丁目３番33―504号
破産者　ディジタルポケット株式会社
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１４８号
大阪市住之江区平林北２丁目９番151号
破産者　株式会社プレシスリード
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２０４号
東京都世田谷区南烏山６丁目25番８号
破産者　株式会社アームズ
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４２２号
大阪府東大阪市宝町13番38号
破産者　有限会社タカダ製作所
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６２号
神戸市垂水区南多聞台３丁目７番７号
破産者　有限会社グローバル・アメニティ・コーポレーション
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成１９年（フ）第４５１号
兵庫県宝塚市仁川北３丁目７番14号ペガサスビル301号
破産者　株式会社ジャスティライフ
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１６８号
兵庫県伊丹市昆陽７丁目106番地３
破産者　株式会社カトー
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２０年（フ）第７３８号
岡山県赤磐市仁堀中878番地
破産者　株式会社長田組
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９号
岡山県苫田郡鏡野町入304番地
破産者　トマダアパレル有限会社
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第４５号
山口県宇部市中央町３丁目13番24号
破産者　有限会社コウヤ
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部